

# 障がい者虐待防止・対応 に関する法の理解

たおだ法律事務所  
弁護士 峠田 晃宏

# 関係法令

- ア 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
（障害者虐待防止法，以下，「法」という。）
- イ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
- ウ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
（高齢者虐待防止法）
- エ 児童福祉法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，精神障害者福祉法
- オ 民法，刑法

➡障がい者の年齢，受給サービス，入所施設等により適用法令が変わる場合がある。

# 障害者虐待防止法の概要

1 / 1 2

## 目的（法1条）

障害者虐待の防止

+

養護者に対する支援等に関する施策の推進

↓

**障害者の権利利益の擁護**

➡前記2つは車の両輪。虐待の防止 ≠ 養護者の排除。

# 障害者虐待防止法の概要

2 / 1 2

## 障害者の定義（法2条1項）

身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能に障害がある場合であって，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

- ➔ 障害者手帳を取得していない者も含まれる
- ➔ 18歳未満の者も含まれる

# 障害者虐待防止法の概要

3 / 1 2

## 障害者虐待の3つの類型（法2条2項）

- ①養護者による障害者虐待（法第2章）
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（法第3章）
- ③使用者による障害者虐待（法第4章）

➡法2条では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と定めている。そこでいう「虐待」は①～③でいう障害者虐待よりも範囲が広いと考えられている。

# 障害者虐待防止法の概要

4 / 1 2

## 養護者による障害者虐待

### 「養護者」の定義（法2条3項）

障害者を**現に養護する者**であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」

- ➔同居して障害者の身上監護や財産管理を行っている親族等。
- ➔同居は要件ではないので、同居していなくとも現に身上監護等をしている親族や知人等が該当する場合も有り得る。

# 障害者虐待防止法の概要

5 / 1 2

## 養護者による障害者虐待の5つの類型（法2条6項）

①**身体的虐待**：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれがある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

→例 殴る蹴る、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、医療上の必要性がない投薬により動きを抑制すること

②**性的虐待**：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

→例 性交、性器への接触、性行為の強要、わいせつな言動

③**心理的虐待**：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

→障害者を侮辱する言動、子ども扱い、無視、怒鳴る

④**放棄・放置**：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること

→食事や水分を十分に与えない、あまり入浴させない、髪や爪が伸び放題、劣悪な住環境、必要な医療、福祉サービスを受けさせない、同居人による虐待を放置

⑤**経済的虐待**：養護者又は**障害者の親族**が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること

→年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに本人の預貯金を使い込む

# 障害者虐待防止法の概要

6 / 1 2

## 養護者による障害者虐待への対応

### ①通報義務（法7条）

→養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

### ②守秘義務（法8条）

→市町村職員は通報・届出者の特定事項について守秘義務を負う。

### ③対応協議，一時保護，居室の確保（法9条，10条）

→障害者からの届出にも対応

### ④立入調査（法11条）

→権限逸脱に注意。犯罪捜査権限ではない。

→正当な理由のない立入拒否等には罰則あり

### ⑤警察援助要請（法12条）

→立入調査の際の援助

### ⑥面会制限（法13条）

→一時保護措置が前提

### ⑦養護者の支援（法14条）

## 18歳未満の障害児に対する虐待

→①～⑥は児童虐待防止法が適用される。⑦は障害者虐待防止法が適用される。

# 障害者虐待防止法の概要

7 / 1 2

## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

### 「障害者福祉施設等従事者」の定義（法2条4項）

障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害者福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

#### 「障害者福祉施設」

→ 障害者支援施設， のぞみの園

#### 「障害福祉サービス事業等」

→ 障害福祉サービス事業， 一般相談支援事業及び特定相談支援事業， 移動支援事業， 地域活動支援センターを経営する事業， 福祉ホームを経営する事業， 障害児相談支援事業， 障害児通所支援事業

# 障害者虐待防止法の概要

8 / 1 2

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の5つの類型（法2条7項）

①身体的虐待

②性的虐待

③心理的虐待

→不当な差別的言動も対象

④放棄・放置

→他の利用者による虐待の放置も対象

⑤経済的虐待

勤務時間外又は施設等の敷地外で利用者である障害者に対して行った虐待も対象

# 障害者虐待防止法の概要

9 / 1 2

## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応

### ①虐待防止に向けた体制整備等（法15条）

### ②通報義務・届出（法16条）

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 障害者からの届出
- 通報者に対する不利益取扱いの禁止

### ③都道府県へ報告義務（法17条）

### ④守秘義務（市町村職員，都道府県職員）（法18条）

### ⑤適切な権限行使（市町村長，都道府県知事）（法19条）

### ⑥公表（都道府県知事）（法20条）

## 高齢者関係施設等の利用者に対する虐待

- 高齢者虐待防止法が適用される。

## 児童福祉施設の入所者に対する虐待

- 18歳以上の障害者に対するものを含め児童福祉法が適用される。ただし、18歳以上で障害者総合支援法の給付を受けて入所している者に対しては障害者虐待防止法が適用される。

# 障害者虐待防止法の概要

10 / 12

## 使用者による障害者虐待

### 「使用者」の定義（法2条5項）

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

➡事業主には派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等は含まれるが、国及び地方公共団体は含まれない。

# 障害者虐待防止法の概要

1 1 / 1 2

使用者による障害者虐待の5つの類型（法2条8項）

①身体的虐待

②性的虐待

③心理的虐待

➡不当な差別的言動も対象

④放置・放棄

➡他の労働者による虐待の放置も対象

⑤経済的虐待

年齢に関わらず障害者虐待防止法が適用される。

# 障害者虐待防止法の概要

1 2 / 1 2

## 使用者による障害者虐待への対応

①虐待防止に向けた体制整備等（法 2 1 条）

②通報・届出（法 2 2 条）

→使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

→障害者からの届出

→通報者に対する不利益取扱いの禁止

③都道府県へ報告義務（法 2 3 条）

④都道府県労働局への報告義務（都道府県）（法 2 4 条）

⑤守秘義務（市町村職員，都道府県職員）（法 2 5 条）

⑥適切な権限行使（都道府県労働局長等）（法 2 6 条）

⑦公表（厚生労働大臣）（法 2 8 条）

# 関係法令（民法等）

- ・ 養護者による障害者虐待の通報・届出があった場合の市町村長による後見開始審判等の請求（法 9 条 3 項，民法 7 条等）
- ・ 虐待により障害者である利用者・労働者が損害を被った場合，施設・使用者が安全配慮義務違反や使用者責任（民法 4 1 5 条，7 1 5 条）を問われる可能性がある。
- ・ 虐待を通報した施設職員・労働者に対し，それを理由に懲戒や解雇等の不利益処分をした場合，懲戒権や解雇権の濫用等（労働契約法 1 5 条，1 6 条）の責任を問われる可能性がある。

# 関係法令（刑法等）

- ・ 障害者虐待は犯罪に該当する場合も有り得る
  - ①身体的虐待 暴行罪，傷害罪，逮捕監禁罪
  - ②性的虐待 （準）強制性交等罪，（準）強制わいせつ罪
  - ③心理的虐待 脅迫罪，侮辱罪，名誉棄損罪，強要罪
  - ④放棄・放置 保護責任者遺棄罪
  - ⑤経済的虐待 （準）詐欺罪，窃盗罪，横領罪
    - ➔親族相盗例あり
- ・ 公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは，告発をしなければならない（刑訴法239条2項）

# 参考資料

市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き

(平成30年6月・厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)